

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成24年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が、議案「沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

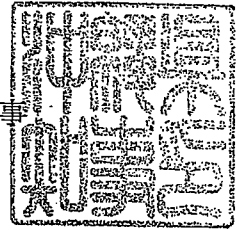
議案「沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教総第 851号
平成24年2月7日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 図書館協議会の設置等について、新たに条例を定めることとなったことから、同協議会に関する規定を削除する必要がある。
- (2) 沖縄市与儀地区における住居表示の実施に伴い、沖縄県立総合教育センターの位置について、所要の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立総合教育センターの位置について、所要の改正を行う。(第2条関係)
- (2) 図書館協議会の設置等に関する規定を削る。(第4条関係)
- (3) (2)に係る改正規定は平成24年4月1日から、(1)に係る改正規定は公布の日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条

5 関係各課との調整状況

生涯学習振興課及び財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

乙第 号議案

沖縄県立教育機関設置条例の一部を改正する条例

沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「字与儀587番地」を「与儀三丁目11番1号」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

平成24年 月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

沖縄県立図書館協議会設置条例の制定に伴い、規定を整理するとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）新旧対照表

改正案

現行

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、教育機関の設置について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(総合教育センター)

第2条 教育関係職員の研修、児童・生徒の実習、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究並びに資料の収集及び提供を行うことによつて、教育関係職員の資質の向上及び教育の振興を図るため、総合教育センターを次のとおり設置する。

名称	位置
沖縄県立総合教育センター	沖縄市与儀三丁目11番1号

2 (略)

(図書館)

第3条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を次のとおり設置する。

名称	位置
沖縄県立図書館	那覇市寄宮1丁目2番16号

2 (略)

削る

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、教育機関の設置について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(総合教育センター)

第2条 教育関係職員の研修、児童・生徒の実習、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究並びに資料の収集及び提供を行うことによつて、教育関係職員の資質の向上及び教育の振興を図るため、総合教育センターを次のとおり設置する。

名称	位置
沖縄県立総合教育センター	沖縄市宇与儀587番地

2 (略)

(図書館)

第3条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館を次のとおり設置する。

名称	位置
沖縄県立図書館	那覇市寄宮1丁目2番16号

2 (略)

(図書館協議会)

第4条 図書館に、図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前2項に定めるもののほか、図書館協議会の組織及び運営に関して 必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(埋蔵文化財センター)

第4条 (略)

第5条 埋蔵文化財(出土品を含む。以下同じ。)の調査研究及び保存を行うとともに、その活用を図り、教育、学術及び文化の発展に資するため、埋蔵文化財センターを次のとおり設置する。

名称	位置
沖縄県立埋蔵文化財センター	西原町字上原193番地の7

2 (略)

2 埋蔵文化財センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること。
- (3) 埋蔵文化財に関する知識の普及に関すること。
- (4) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、埋蔵文化財センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第5条 (略)

(教育委員会規則への委任)

第6条 第2条、第3条及び前条の教育機関に事務職員その他の所要の職員を置く。

(教育委員会規則への委任)

第6条 (略)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。